

### (3) 60歳以降も働き続ける高齢者の方を支援します!!

60歳到達等時点に比べて賃金が75%未満に低下した状態で働き続け、一定の要件を満たす被保険者の方には**高年齢雇用継続給付**が支給されます。

#### 〔受給できる被保険者〕

##### 1 高年齢雇用継続基本給付金

- ① 60歳以上65歳未満の被保険者であって、被保険者であった期間が通算して5年以上あること。
- ② 60歳以降失業等給付（基本手当等）を受給することなく、60歳到達等時点の賃金に比べて75%未満の賃金で就労していること。

##### 2 高年齢再就職給付金

- ① 60歳以上65歳未満で再雇用された被保険者であって、再雇用される直前の離職時において、被保険者であった期間が通算して5年以上あること。
- ② 求職者給付の基本手当の支給残日数が100日以上あり、離職時の賃金に比べて75%未満の賃金で就労していること。

#### 〔支給金額〕

高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金の支給額は、支給対象月ごとに、次の計算式により決定されます。（※算定した額は端数処理の関係で、実際に支給される額と異なる場合があります。）

- ① 「支給対象月に支払われた賃金の額」が60歳到達等時の「賃金月額」の61%以下である場合  
 $支給額 = 「支給対象月に支払われた賃金の額」の15\%$
- ② 「支給対象月に支払われた賃金の額」が60歳到達等時の「賃金月額」の61%を超えて75%未満である場合  
 $支給額 = - (183/280) \times 「支給対象月に支払われた賃金の額」 + (137.25/280) \times 「賃金月額」$
- ③ 60歳到達等時の「賃金月額」の上下限： 算定した額が453,900円を超える場合は453,900円となります。また、算定した額が62,400円を下回る場合は、62,400円となります。
- ④ 支給限度額： 「支給対象月に支払われた賃金の額」と「支給額」の合計が34万733円を超える場合は、34万733円から「支給対象月に支払われた賃金の額」を減じた額が支給額となります。また、支給額として算定された額が、1,664円以下であるときは、支給されません。

なお、③、④の金額は平成19年7月31日までの額です。

#### 高年齢雇用継続基本給付金支給額の早見表（支給額の見安としてください。）（単位：円）

		60歳到達等時の賃金（「賃金月額」）					
		500,000	400,000	350,000	300,000	250,000	200,000
対象月の賃金（円）	300,000	26,430	-	-	-	-	-
	250,000	37,500	32,675	8,175	-	-	-
	200,000	30,000	30,000	30,000	16,340	-	-
	150,000	22,500	22,500	22,500	22,500	22,500	-
	100,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000

#### 〔支給期間〕

##### 1 高年齢雇用継続基本給付金

被保険者が60歳に到達した月から65歳に達する月までです。

##### 2 高年齢再就職給付金

再就職した日の前日における支給残日数に応じて右表のとおりです。ただし、被保険者が65歳に達した場合は、その期間にかかわらず、65歳に達した月までとなります。

支給残日数	支給期間
100日以上 200日未満	1年
200日以上	2年

〔申請先〕 ハローワーク（公共職業安定所）

〔提出者〕 事業主又は被保険者